

# 湖南省新型コロナウイルス感染症基本的対応方針（第2版）

令和2年4月13日

湖南省新型コロナウイルス感染症対策本部

令和元年11月頃から、中華人民共和国の武漢市を中心に流行しはじめた新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）は、令和2年に入って世界的に流行（パンデミック）を引き起こすに至った。

わが国においても、東京をはじめとして都市部を中心に感染者が急増、感染経路が不明な感染者も増加しており、令和2年4月7日には、内閣総理大臣により、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第32条第1項に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」（以下、「緊急事態宣言」という。）がされた。緊急事態宣言の期間は5月6日までで、対象となる区域は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県とされる。

政府は、これまで「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」（第8回政府新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「政府緊急対応策第1弾」という。）、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策—第2弾—」（第19回政府新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「政府緊急対応策第2弾」という。）、「生活不安に対応するための緊急措置」（第20回政府新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「政府緊急措置」という。）を定めてきたが、緊急事態宣言がされたのと同じ日に、「基本的対処方針」（第27回政府新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「政府基本的対処方針」という。）を改正するとともに、新たに「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定。以下、「政府緊急経済対策」という。）を策定した。

4月13日現在の滋賀県内の感染者は40名で、県はその接触歴を積極的疫学調査で把握する努力を続けているが、一部で感染経路が確認できない事例が増えてきた。

現在のところ、湖南省内において感染者は確認されていない。

本市では、こうした状況を受け、既設の対策本部を移行して法定の対策本部を設置するとともに、対応方針を定めることで、新型コロナウイルス感染症から市民の生命と健康を守り、生活や経済への影響を小さくすることに努める。

## 1 新型コロナウイルス対策の目的および基本的戦略

世界的にまん延し、多くの人々の生命や健康を脅かすとともに、世界経済全体に大きなマイナスの影響を与えている新型コロナウイルスが国内でもまん延し、滋賀県においても感染者が確認され、増加している。現在、市内では感染者が確認されていないものの、特効薬やワクチンは未開発である。長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、感

染者（患者）の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまう（医療崩壊）恐れがある。本市は、これらのことを念頭に置きながら、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する」とことと「市民生活および地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを主たる目的とし、国、県、他の市町、関係機関等と連携協力し、民間、市民の協力を得ながら適切な対策を講じる。

## 2 実施体制等

内閣総理大臣により、法第 32 条第 1 項に基づき「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が令和 2 年 4 月 7 日 17 時 43 分から行われ、4 月 8 日 0 時から効力を生じたことから、本市においても法第 34 条第 1 項に定める市町村対策本部として、湖南省新型コロナウイルス感染症対策本部を設置した。市対策本部では、市内の新型コロナウイルス感染症対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

## 3 具体的な対策

### (1) 事業者や住民への適切な方法による情報提供・共有

ア. 新型コロナウイルス感染症対策は国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の認識の下に、国、県の方針や民間事業者の動向に関する情報の収集を積極的に行うとともに、必要に応じて、法第 36 条第 4 項の規定に基づく滋賀県対策本部長（知事）等に対する情報提供、法第 36 条第 5 項の規定に基づく関係機関に対する報告・資料提出を求める。また、以下のような、市民に対する正確で分かりやすく、かつ状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。〔「政府基本的対処方針」三（1）①関係〕

- ・ 市内における発生状況についての正確な情報提供。
- ・ 市民にわかりやすい疫学解析情報の提供（厚生労働省HPリンク等）。
- ・ 手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底。
- ・ 風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、外出自粛等の呼びかけ。
- ・ 感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、予め電話で相談することが望ましいことの呼びかけ。
- ・ 厚生労働省が作成する「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方」をわかりやすく周知。
- ・ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
- ・ 室内で「三つの密」を避ける。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す。飲食店等においても「三つの密」のある場面は避けること。

- ・ 従業員および学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
  - ・ 家族以外の多人数での会食を避けること。
  - ・ 今回の対策では、「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は政府として実施しないことを周知し、市民の落ち着いた対応（不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避および買い占めの防止）の呼びかけ。
- イ. 市民、在留外国人、障がい者など、情報が届きにくい人にも配慮し、患者等の人権にも注意しながら、理解しやすい内容で、適切かつできる限り迅速に情報提供を行う。誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信するなど、まん延防止と風評対策につなげる。〔「政府基本的対処方針」三（１）⑦関係〕
- ウ. 「政府基本的対処方針」三の（１）の⑧に基づき、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により市民に対して地域の感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行う。受取手に応じた情報提供のため、市タウンメール、市ホームページを含めた多様な媒体を用いる。
- エ. 情報の提供にあたっては、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。この際、患者等の人権に配慮する。
- オ. 「政府基本的対処方針」三の（１）の⑨に基づき、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえ、これに準じた対応に努める。

## （２）予防・まん延防止対策

- 予防・まん延防止対策は、医療崩壊を防ぐために不可欠な対策であり、広く事業者や市民の協力が必要とされる。
- ア. 滋賀県対策本部長（以下、「県対策本部長」という。）による催物（イベント）や「三つの密」のある集まりについての自粛要請等が強く行われた場合、市内事業者等に対して周知を行う。〔「政府基本的対処方針」三（３）②関係〕
- イ. 「政府基本的対処方針」三の（３）の⑤に基づき、まん延防止策として、「三つの密」を避けることを徹底させるとともに、クラスター対策及び接触機会の低減を、地域での感染状況及び医療提供体制を踏まえて、的確に打ち出す。
- ウ. 「政府基本的対処方針」三の（３）の⑭に基づき、飲食店については、施設の使用制限等の対象とはなっていないが、「三つの密」が重なることがないように、所要の感染防止策を講じるよう促す。食堂、レストラン、喫茶店などについては、換気、人と人との間隔を適切にとること等に注意するなど、「三つの密」を避けるための所要の感染防止を呼び掛ける。また、酒類を提供して接客を行う等の遊興施設については、クラスター発生の状況等を踏まえ、外出自粛の周知を行う。
- エ. 「政府基本的対処方針」三の（３）の⑰に基づき、県対策本部長による総合調整を

受けた場合、クラスター対策の抜本強化への協力を検討する。

オ. 文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」等を勘案して、4月9日に開催された臨時総合教育会議で決定された市内全小中学校の臨時休業を4月11日から5月6日まで行う。休業期間は状況により必要に応じて延長する。臨時休業措置を行うときは、小学校での預かりを行う。預かりの対象児童は、子の監護に欠ける（日中ひとりで家庭においておくことができない）児童で、1年生から4年生に限定する。5年生、6年生児童でやむを得ず預かりを必要とする場合に限り、学校長の判断により預かりを実施するものとする。預かり児童に対しては給食を実施する。給食費は徴収する。給食センターでの余剰食材の処分については有効に活用する。認定こども園1号認定の幼児については、休業措置を行う。

〔「政府基本的対処方針」三（3）⑱関係〕〔『Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン』の改訂について〕令和2年4月7日付け2文科初第57号文部科学事務次官通知〕

カ. 市立保育園や認定こども園2号、3号認定の乳幼児については保育を行う。ただし、「政府基本的対処方針」三の（3）の⑲に基づき、厚生労働省が保育所や放課後児童クラブ等の保育の縮小や臨時休園等の考え方が示された場合、保育の確保のあり方についての検討を行う。

キ. 市役所においては、引き続き全職員がマスク着用での勤務を継続し、感染防止に努める。市役所職員のうち、緊急事態宣言の対象地域から通勤する職員については、内閣総理大臣から「みだりに外出しないよう」に要請があったことから、テレワークへの移行を促進するとともに、体制が確立するまでは時差出勤などの措置を推奨する。また、引き続き不特定多数が出席する会議は原則中止または延期する。市役所職員が罹患したときには、「職員感染時等の対応基準」（令和2年3月4日市対策本部決定）に基づき対処する。

ク. 市三役および市職員の地域行事等への参加については、濃厚接触が予想される場合は、引き続き、原則不参加とする。

ケ. 滋賀県の要請に基づく不要不急の外出や7都府県への移動の自粛要請については、社会的距離の重要性の周知とともに、市ホームページやタウンメール等を通じて、市民に対して実践するように促すものとする。

コ. 市民が「密閉、密集、密接」とされる「三つの密」状態とならないよう、事業・イベントの中止または延期の要請期間を5月6日まで延長する。

サ. 不特定多数者が集まる入札については、できるだけ郵便等による執行を行う。

### （3）医療等

ア. 「政府基本的対処方針」三の（4）の①に伴い、以下のように医療提供体制の確保について検討を行う。

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる軽症患者が自宅療養する場合、県対策本部長による家族内感染のリスクを下げるためのホテルなどの一時的な宿泊施設への滞在取組についての協力のあり方について検討すること。
  - ・患者がさらに増加し帰国者・接触者外来での医療提供に支障をきたすおそれがある場合、県対策本部長による帰国者・接触者相談センターの体制強化への協力のあり方について検討すること。
- イ. 「政府基本的対処方針」三の（４）の②に伴い、公立甲賀病院組合を構成する甲賀市と協議し、または本市単独で、以下のように医療提供体制の確保を進める。
- ・例えば、新型コロナウイルス感染症の患者を集約して優先的に受け入れる医療機関の指定について県対策本部長より要請があった場合、公立甲賀病院の一般病床の活用も検討すること。
  - ・地方独立行政法人公立甲賀病院における医療従事者、医薬機器・物資・感染防御に必要な資材等の迅速な確保を支援すること。
  - ・地方独立行政法人公立甲賀病院がBCPも踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を行うことにより、中期計画の目標達成に困難が生じる見込みがある場合、中期計画の変更につき柔軟に対応することを検討すること。
  - ・湖南市国保直営診療施設（４診療所）による地域医療の確保を行うこと。
- ウ. 「政府基本的対処方針」三の（４）の③に伴い、公立甲賀病院、市内医療機関および高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止する措置の周知徹底と、措置が適切に行われているかについての定期的な確認を行う。
- ・公立甲賀病院、市内医療機関および高齢者施設等の設置者に対して、従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が同時に重なる場を徹底して避けるとともに、症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用する、手洗い・手指消毒の徹底、パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機するなどの対策に万全を期すこと。
  - ・医療機関及び高齢者施設等に対して、面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと。
  - ・さらに、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域においては、施設での通所サービスなどの一時利用を中止または制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限する等の対応を検討すべきであること。
  - ・医療機関及び高齢者施設等に対して、入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。

エ. 「政府基本的対処方針」三の（４）の⑥に伴い、適切な医療提供・感染管理の観点で、次の事項に取り組む。

- ・公立甲賀病院組合を構成する甲賀市と連携し、地方独立行政法人公立甲賀病院において、外国人が医療を適切に受けることができるよう、医療通訳の整備などを、引き続き、強化すること。
- ・保健センターでは、法令に基づく健康診断および予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間等に配慮すること。

オ. 甲賀広域行政組合を構成する甲賀市と連携し、甲賀広域消防本部で行う救急搬送につき、職員の感染防止に努める。

#### （４）市民生活の安定

##### １）多重災害時の対応

大規模地震や風水害等、多重災害発生時の避難場所の施設利用については、感染防止対策、特に「三つの密」の回避等の対策を検討する。

##### ２）生活支援臨時給付金（仮称）

感染症の影響を受け収入が減少し、事態収束も見通せずに日々の生活に困窮している方々に対し、迅速に、手厚い、思い切った支援の手を差し伸べる観点から、休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯に対して、生活維持のために臨時の支援を行う「生活支援臨時給付金（仮称）」については、いまだ国において制度設計が十分にされていないが、政府補正予算が成立した場合にはその事務を市が担当することから、担当部署、人員体制、申請受付を窓口で行う場合の窓口を設置する施設や感染予防措置等について早急に調整し決定する。なお、実施に要する経費（給付事業費および事務費）は全額国庫補助、感染症の拡大を防ぐ観点からの申請と給付方法については、申請書類の郵送を基本としつつ、オンライン申請が検討され、給付金は原則として本人名義の銀行口座への振り込みとされる予定であることに留意すること。

〔「政府緊急経済対策」第２章Ⅱ．４関係〕

##### ３）子育て世帯への臨時特別給付金

子育て世帯に関して、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、その対象児童一人あたり１万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給することとされていることから、支給事務について対応する。〔「政府緊急経済対策」第２章Ⅱ．４関係〕

##### ４）税等の徴収猶予

ア. 国の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受けた納税者等、売上げの急減により納税資力が著しく低下している納税者等への徴収の猶予等について検討を行う。〔「政府緊急措置」（４）関係〕〔「政府緊急経済対策」第２章Ⅱ．５関係〕

イ. 国の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う影響を考慮し、国民健

康保険、後期高齢者医療制度および介護保険の保険料（税）の徴収の猶予等について検討を行う。〔「政府緊急経済対策」第2章Ⅱ. 4 関係〕

ウ. 国の要請を受けて、公共料金（上水道・下水道）の支払が困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払の猶予等について検討を行う。〔「政府緊急措置」（2）関係〕

5) 窓口業務

ア. 定期的な執務室内の換気、待合いにおける社会的距離の確保や窓口での飛沫感染防止用パーテーションの設置、マスク着用や消毒液配置などの感染防止措置を行っただうえで、通常通りとする。

イ. 感染状況により対応職員の制限や受付場所の設定を検討する。

ウ. 東庁舎と西庁舎の運用のあり方についても検討する。

6) 市内循環バス（めぐるくん）

滋賀バスが運行する市内循環バス（めぐるくん）の運行は通常通りとする。車内は定期的な消毒と換気を行うとともに、運転手と乗客の間に仕切りを設置する。県立学校等の休校措置に伴い、通学定期券の払戻し措置を行うとともに、学生利用の多かった時間帯の減便を検討する。

7) 市立保育園等

市立保育園、認定こども園（2号、3号認定の乳幼児）、学童保育所における保育は、感染防止措置を行っただうえで、通常通りとする。

8) 子ども家庭総合センター等

ア. 子ども家庭総合センター、ぞうさん教室は、感染防止措置を行っただうえで、通常通りとする。

イ. 子育て支援センターは電話相談のみとし、児童館は休館する。

9) 地域の通いの場等

ア. 地域の通いの場等については、高齢者や基礎疾患のある人を始めさまざまな人が集まるため、感染拡大防止の観点から引き続き行わないこととする。

イ. 高齢者に対するフレイル対策を適切に講じる。

10) 各種検診等

保健センターでは、法令に基づく乳幼児健診や各種集団検診および予防接種については、適切な感染対策の下で実施する（再掲）。

11) 浄苑

ア. 浄苑の運用は通常通りとする。

イ. 感染状況により対応職員の制限等を検討する。

12) 外国人の在留資格取扱い

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、変更された在留資格の取扱いについて市内外国人に周知するとともに、必要な支援を行う。

## (5) 経済・雇用対策

### 1) 経済対策

ア. 市独自の対策として、令和元年度末までに申込んだ市内の中小事業者に対する信用保証料の助成ならびにセーフティネット保証により金融機関から融資を受けた事業者に対する3年間の利子補給を行う。

イ. 経営に悪影響が生じている市内の中小企業から県信用保証協会によるセーフティネット保証4号・5号等の認定申請を受けたとき、迅速に認定処理を行い、保証付き融資の円滑化を行う。その他国や県の支援策の利用促進について積極的に周知および支援を行う。〔「政府緊急対応策第1弾」2. (4) 関係〕〔「政府緊急対応策第2弾」2. (3) 関係〕

ウ. 中小・小規模事業者等に対する新たな給付金である「持続化給付金（仮称）」等の新たな支援策についての周知に努め、必要とされる事業者の利用を促す。〔「政府緊急経済対策」第2章Ⅱ. 3 関係〕

エ. 昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、2月以降、売上が減少（前年同月比▲20%以上）したすべての事業者について、法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税を対象に、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予する。〔「政府緊急経済対策」第2章Ⅱ. 5 関係〕

オ. 関係法案が国会において成立した場合、中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する設備や建物等の令和3年度の固定資産税を、収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2に軽減する。〔「政府緊急経済対策」第2章Ⅱ. 5 関係〕

カ. 関係法案が国会において成立した場合、中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備について投資後3年間固定資産税が免除される特例の適用対象に、事業用家屋と構築物（門や塀、看板（広告塔）や受変電設備など）を追加する。あわせて、令和3年3月末までとなっている適用期限を2年間延長する。〔「政府緊急経済対策」第2章Ⅱ. 5 関係〕

### 2) 雇用対策

雇用調整助成金の特例措置による申請や外国人労働者、事業主、非正規雇用労働者、就職支援または住居・生活支援を必要とする求職者等に関する相談について、窓口として公共職業安定所（ハローワーク）を紹介する等の国の支援を行う。〔「政府緊急経済対策」第2章Ⅱ. 1 関係〕

### 3) 衛生対策

上下水道事業所は、消毒用アルコールが入手困難になっていることを受け、市内事業所向けに消毒液を無料配布する。

## (6) その他重要な留意事項



#### 1) 人権への配慮

ア. 新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風評被害を受けないよう、市民への普及啓発等、必要な取組を実施する。〔「政府基本的対処方針」三（６）１）

##### ④関係]

イ. 「政府基本的対処方針」三の（６）の１）の⑥に伴い、外出を自粛する方々の心のケアや自宅でのDVや虐待の発生防止に取り組むとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障がい者などの要援護者に対して、見守り等を行う。

#### 2) 物資・資材等の供給

マスク、個人防護具や消毒薬等を政府が確保し、依頼があった場合、必要な医療機関や介護施設等に優先配布する支援を行うとともに、それでも不足する関係機関からのマスク等の提供依頼に基づき、在庫数を勘案しながら必要な貸与を行う。また、市民から寄付のあったマスクについて妊婦に配布するほか、小中学校においては、政府が買い上げた布製マスクについて、児童生徒および教職員に１人あたり２枚ずつ配布する。〔「政府基本的対処方針」三（６）２）①関係〕〔「政府緊急経済対策」第二章Ⅰ．１関係〕〔「学校に対する布製マスクの配布について」令和２年４月１０日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡〕

#### 3) 関係機関との連携の推進

ア. 対策の推進に当たって必要な意見を政府対策本部長ならびに県対策本部長に伝えながら進める。〔「政府基本的対処方針」三（６）３）②関係]

イ. 本基本的対応方針の実施に当たっては、健康福祉部のみならず、危機管理部局も含めすべての部局が協力して対策にあたる。〔「政府基本的対処方針」三（６）３）③関係]

#### 4) 社会機能の維持

ア. 職員の感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者または濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるように対策を予め講じる（再掲：「職員感染時等の対応基準」令和２年３月４日市対策本部決定参照）。特にテレビ会議およびテレワークの活用に努める。〔「政府基本的対処方針」三（６）４）①関係]

イ. こなんウルトラパワー株式会社による電力供給、湖南市上下水道事業所による上下水道提供、滋賀バスによるコミュニティバス路線の維持（再掲）等を通して、市民生活および市内経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。〔「政府基本的対処方針」三（６）４）②関係]

#### 5) 財政的措置

ア. リーマン・ショックを超える影響が見込まれることから、かなりの規模での税収減が想定される。今回の新型コロナウイルス感染症が世界経済に与える影響の大きさを勘案し、リーマン・ショック時を参考にして、本市が被る財政上のインパクトにつ

いて試算を行う。

イ. 令和2年4月7日に閣議決定された「政府緊急経済対策」に盛り込まれた諸施策について、関係部局において精査を行うとともに、本市として活用できる財源を洗い出し、早急に施策としての組み立てを行う。とりわけ、新たに創設される「新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金（仮称）」の活用については、経済対策の原資とするとともに、税収減により対応が難しくなる事業を継続することで市民生活の安定や市内経済への貢献を行うことを目的に、可能な限り活用できるように工夫を行う。〔「政府緊急経済対策」第2章Ⅲ. 2 関係〕

ウ. 緊急に必要とされる経費については、令和2年度一般会計予算から予備費を充当する。

エ. 「政府緊急経済対策」等に伴う経費等については、補正予算を編成し、議会を招集する暇がないときは長による専決処分により、議会を招集する暇がある場合は臨時会もしくは6月定例会において審議、決定を受ける。

#### 6) 状況の推移に伴う対応

本市で新型コロナウイルス感染者が確認されたとき、緊急事態宣言の対象区域が拡大されて本市が特定市町村となったときには、この基本的対応方針を見直すとともに、国の「緊急経済対策」等の内容を注視し、交付金を活用しながら、機動的かつ効果的に対応を行うものとする。